証券コード　5036
（発送日）2024年12月３日
（電子提供措置の開始日）2024年11月26日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
日本ビジネスシステムズ株式会社
代表取締役社長　牧　田　幸　弘

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.jbs.co.jp/corp/ir/news

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本ビジネスシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「5036」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」に記載の書面（郵送）又はインターネットのいずれかの方法によって、2024年12月19日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会当日の模様をご視聴いただけますよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は本招集ご通知の「株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2．場　　所　東京都港区虎ノ門一丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー４階　虎ノ門ヒルズフォーラム　ホールB
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第34期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第９号議案まで）＞

第４号議案　剰余金処分の件

第５号議案　定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

第６号議案　定款の一部変更の件（不動産取得にかかる方針について）

第７号議案　定款の一部変更の件（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について）

第８号議案　定款の一部変更の件（上場市場区分変更計画の策定及び開示について）

第９号議案　定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

株主提案（第４号議案から第９号議案まで）に係る議案の要領につきましては、株主総会参考書類に記載のとおりであります。

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年12月20日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前９時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年12月19日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

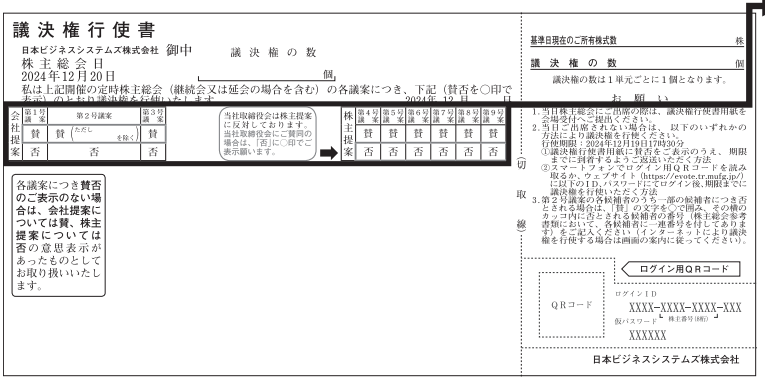
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月19日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入下さい。

＜会社提案＞
第１号議案、第３号議案
- 賛成の場合　➡　「賛」の欄に○印
- 反対の場合　➡　「否」の欄に○印

第２号議案
- 全員賛成の場合　➡　「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合　➡　「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合　➡　「賛」の欄に○印をし、かっこ内に反対される候補者の番号を記入

＜株主提案＞
第４号議案から第９号議案
- 賛成の場合　➡　「賛」の欄に○印
- 反対の場合　➡　「否」の欄に○印

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

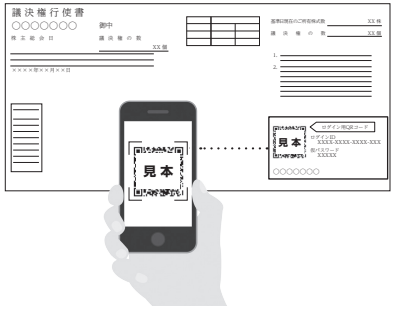
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

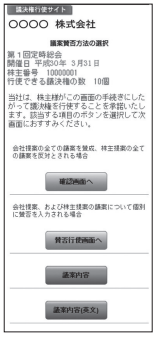
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

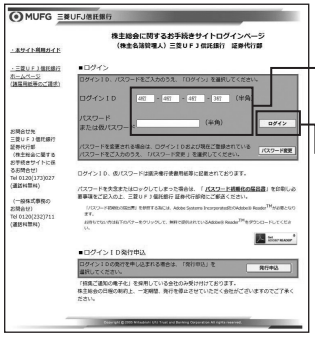


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- ➢ 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- ➢ 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト**「Engagement Portal」**をご利用いただきますようお願い申しあげます。

1．株主総会ライブ配信日時

2024年12月20日（金曜日）　午前10時～株主総会終了時刻まで

※　当日のライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※　やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

2．事前質問の受付期間

本招集ご通知到着時～2024年12月13日（金曜日）午後５時30分まで

3．株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知とあわせてお送りする『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

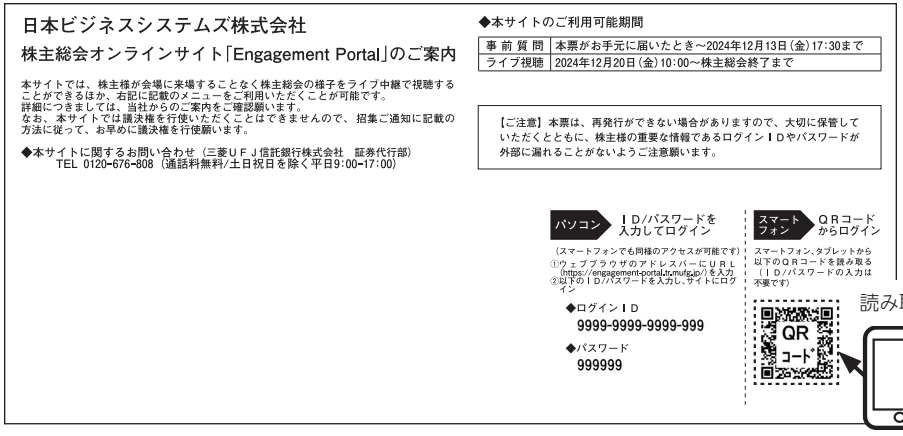
※　『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』を紛失された場合、本招集ご通知記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約１週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



※上記のご案内はイメージです。

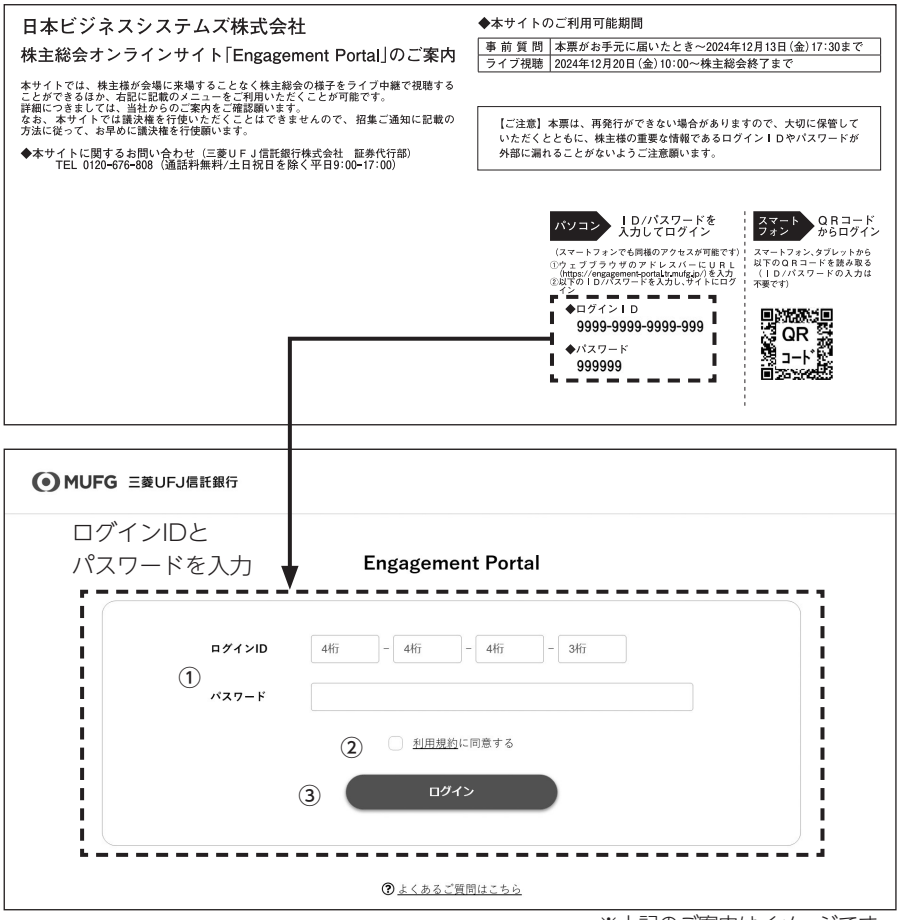
(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

① 以下のURLにアクセスしていただき、『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



※上記のご案内はイメージです。

4．株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加に係るご留意事項】

- ✔ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✔ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内している事前のインターネット投票、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申しあげます。**
- ✔ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✔ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- ✔ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✔ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✔ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5．事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問に係るご留意事項】

- ✔ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✔ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ✔ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✔ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

≪推奨環境≫

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0以降	Android 9.0以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

（上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。）

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL　0120－676－808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

（土日祝日等を除く平日９時～17時、ただし、株主総会当日は９時～株主総会終了時まで）

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定とさらなる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金13円
　配当総額　592,680,335円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2024年12月23日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	満年齢		当社における地位及び担当	在任年数
1	牧田（まきた）　幸弘（ゆきひろ）	67歳	再任	代表取締役社長 CEO	34年2ヶ月
2	後藤（ごとう）　行正（ゆきまさ）	67歳	再任	取締役専務執行役員 ビジネスグループ統括 担当	3年
3	勝田（かつた）　耕平（こうへい）	57歳	再任	取締役常務執行役員 CFO コーポレートグループ統括、 HR戦略本部、 ファイナンス＆GA本部、 GRC本部 担当	1年
4	島田（しまだ）　直樹（なおき）	56歳	再任 社外 独立	社外取締役	4年
5	占部（うらべ）　利充（としみつ）	70歳	再任 社外 独立	社外取締役	3年8ヶ月
6	出口（でぐち）　眞也（しんや）	64歳	再任 社外 独立	社外取締役	3年
7	森崎（もりさき）　孝（たかし）	69歳	再任 社外	社外取締役	3年
8	朱（しゅ）　純美（よしみ）	55歳	新任 社外 独立	－	－

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員



候補者番号 1

牧田　幸弘（まきた　ゆきひろ）（1957年３月14日生）　再任

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1979年 4 月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
1990年10月　当社設立 代表取締役社長就任（現任）

［当社における担当］

CEO

所有する当社の株式数
1,440,000株

在任年数
34年2ヶ月

取締役会出席状況
14/14回

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社代表取締役社長を務めております。経営者としての豊富な経験と当社の事業に関する幅広い見識を活かし、引き続き当社の経営を牽引し、当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
45,280株

在任年数
3年

取締役会出席状況
14/14回

候補者番号 2

後藤 行正（ごとう ゆきまさ）（1957年11月11日生） 再任

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1986年５月	㈱ソフトクリエイト入社
1993年４月	同社取締役
2000年３月	オンセール㈱（現ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱）代表取締役社長
2001年10月	テクラム㈱代表取締役社長
2002年３月	㈱日立メディコ入社
2008年５月	ソフトバンク・テクノロジー㈱入社
2020年10月	㈱ソフトクリエイト専務執行役員
2021年10月	当社入社 常務執行役員
2021年12月	当社取締役常務執行役員
2023年４月	**当社取締役専務執行役員（現任）**

［当社における担当］

ビジネスグループ統括 担当

取締役候補者とした理由

システムインテグレーターでの豊富な営業統括経験に基づき、現在、当社取締役専務執行役員を務めております。その経験・実績・見識を活かし、引き続き当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



候補者番号 3

勝田　耕平（かつた　こうへい）（1967年1月9日生）　再任

所有する当社の株式数
65,580株

在任年数
1年

取締役会出席状況
11/11回

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1991年 4 月	大阪国税局入局
1995年10月	青山監査法人（プライスウォーターハウス）入所
2006年 5 月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス㈱（現EY ストラテジー・アンド・コンサルティング㈱）入社
2010年 8 月	プライスウォーターハウスクーパース㈱（現PwCコンサルティング合同会社）入社
2016年 7 月	PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
2019年10月	当社入社 執行役員
2023年10月	当社執行役員 CFO
2023年12月	**当社取締役常務執行役員 CFO（現任）**

［当社における担当］

CFO、コーポレートグループ統括、
HR戦略本部、ファイナンス＆GA本部、GRC本部 担当

取締役候補者とした理由

公認会計士としての高度な知見や、長年の監査法人やコンサルティング会社における豊富な経験と見識に基づき、現在、当社取締役常務執行役員を務めております。その経験・実績・見識を活かし、引き続き当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
50,000株

在任年数
4年

取締役会出席状況
13/14回

候補者番号
4

島田（しまだ） 直樹（なおき）（1968年11月23日生）

再任 社外 独立

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1993年４月	アップルコンピュータ㈱入社
1998年10月	㈱ボストンコンサルティンググループ入社
2000年７月	ICGジャパン㈱ マネージングディレクター
2001年９月	**㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズ設立 代表取締役（現任）**
2010年12月	**SCS Global Holdings Pte Ltd社外取締役（現任）**
2020年６月	**一般社団法人如水会理事（現任）**
2020年12月	**当社社外取締役（現任）**
2021年４月	**AI Dynamics Inc.社外取締役（現任）**
2021年６月	**㈱レノバ社外取締役（現任）**
2022年６月	**NOK㈱社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者、コンサルタントとしての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



候補者番号 5

占部　利充（うらべ　としみつ）（1954年10月２日生）

再任　社外　独立

所有する当社の株式数
15,000株

在任年数
3年8ヶ月

取締役会出席状況
14/14回

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1978年４月	三菱商事㈱入社
2009年４月	同社執行役員、中国副総代表（華南担当）（兼）香港三菱商事社長
2011年４月	同社執行役員コーポレート担当役員補佐（人事担当）
2013年４月	同社常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
2017年４月	同社顧問
2017年６月	三菱UFJリース㈱（現三菱ＨＣキャピタル㈱）代表取締役副社長兼執行役員
2019年６月	**㈱アドバンテスト社外取締役（現任）**
2021年４月	**㈱ABEJA顧問（現任）**
2021年４月	**Ridgelinez㈱顧問（現任）**
2021年４月	**当社社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

大手総合商社及びリース・ノンバンクでの豊富な経営経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



所有する当社の株式数

ー株

在任年数

3年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

6 出口 眞也（1960年9月9日生）

再任 社外 独立

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1989年10月	青山監査法人（プライスウォーターハウス）入所
2000年 4 月	中央青山監査法人入所（法人合併による）
2001年 7 月	同監査法人パートナー
2006年 9 月	PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
2008年 7 月	同監査法人パートナー
2010年 3 月	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）契約監視委員
2021年 7 月	PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）シニア・アドバイザー
2021年12月	**当社社外取締役（現任）**
2022年 1 月	**公認会計士出口眞也事務所所長（現任）**
2022年 8 月	**㈱アクトプロ顧問（現任）**
2023年 1 月	摂津倉庫㈱監査役
2023年 3 月	**送配電網協議会　送配電コンプライアンス委員会有識者委員（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての高度な知見や、監査法人における豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



候補者番号 7

森崎　孝（もりさき　たかし）

（1955年1月1日生）

再任　社外

所有する当社の株式数
ー株

在任年数
3年

取締役会出席状況
13/14回

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1978年４月	㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
2005年６月	同行執行役員
2005年10月	㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ執行役員
2008年４月	同社常務執行役員、㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）常務執行役員
2012年５月	同行専務執行役員
2012年６月	同行専務取締役
2014年５月	同行副頭取
2016年６月	同行顧問
2016年９月	㈱三菱総合研究所顧問
2016年10月	同社副社長執行役員
2016年12月	同社代表取締役社長
2021年６月	㈱ノリタケカンパニーリミテド社外監査役
2021年12月	**㈱三菱総合研究所取締役会長（現任）**
2021年12月	**当社社外取締役（現任）**
2023年６月	**㈱ノリタケカンパニーリミテド社外取締役監査等委員（現任）**
2023年６月	**㈱アイネス社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場から関与いただく予定です。



所有する当社の株式数

―株

在任年数

―年

取締役会出席状況

―回

候補者番号

8 朱 純美（しゅ よしみ）

（1969年3月7日生）

新任　社外　独立

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

2000年 8 月	JPモルガン証券㈱入社
2006年 6 月	同社コンプライアンス部コントロールルーム統括
2012年 5 月	同社マネジング・ディレクター
2012年10月	同社コントロールオーバーサイト部長
2014年 2 月	㈱コアバリューマネジメント入社
2016年11月	同社代表取締役副社長
2019年 6 月	**㈱めぶきフィナンシャルグループ社外取締役（現任）**
2022年 3 月	**㈱コアバリューマネジメント代表取締役社長（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

グローバル金融機関での実績を重ね、現在、経営コンサルティング会社の代表取締役を務めております。経営管理やIR等に対する豊富な見識を有しており、今後、当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、新たに社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

（注）１．島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏、森崎孝氏及び朱純美氏は社外取締役の候補者であります。
２．島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、島田直樹氏が４年、占部利充氏が３年８ヶ月、出口眞也氏及び森崎孝氏が３年であります。
３．島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏と当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏と上記契約を継続する予定であります。また、朱純美氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関する損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害等の場合を除く。）各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．島田直樹氏、占部利充氏及び出口眞也氏は、株式会社東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ、各氏が再任された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、朱純美氏が選任された場合は、同氏を新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
６．島田直樹氏は、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表取締役であり、当社は同社との間にIT関連商品販売に関する取引がありますが、双方の売上の２％を超える取引はなく、同社は主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
７．占部利充氏が過去に在籍していた三菱商事株式会社、日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社及び株式会社シグマクシス・ホールディングスとの間に取引がありますが、双方の売上の２％を超える取引はなく、三菱商事株式会社及び過去に取締役を兼務していた日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社並びに株式会社シグマクシス・ホールディングスは主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
８．森崎孝氏は、当社の主要株主である株式会社三菱総合研究所の取締役会長を務めております。当社は同株主又はそのグループとの間で、ＩＴ関連商品販売やＳＥ・ＩＴの業務提供等の取引を行っておりますが、これらの取引はそれぞれの会社との間での定型的な取引であり、双方の売上の２％を超える取引はなく、株式会社三菱総合研究所は主要な取引先ではありません。また、同氏が過去に在籍していた株式会社三菱ＵＦＪ銀行は当社の販売先であり、当社の売上の２％以上（2024年９月期実績）を占める主要な取引先となっております。
なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準では独立役員に該当するものの、同氏が会長を務めている株式会社三菱総合研究所はその他の関係会社として当社に対して影響を及ぼしうる立場にあることから独立役員として指定しておりません。

9．朱純美氏は、当社の売上の２％以上（2024年９月期実績）を占める主要な取引先である株式会社三菱ＵＦＪ銀行の前身である株式会社東海銀行に過去に在籍しておりましたが、1996年３月に退職しており、当社への影響を及ぼすものではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
10．「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分株式数を含めておりません。なお、候補者以外の会員持分も含む役員持株会の合計は2,900株であります。

【ご参考】株主総会終了後の取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役が有する主な専門性は以下のとおりです。

スキル項目	選定理由	各取締役に特に期待される専門性・知見							
		牧田 幸弘	後藤 行正	勝田 耕平	島田 直樹	占部 利充	出口 眞也	森崎 孝	朱 純美
企業経営	豊富な企業経営で培われた知見・経験や多様な視点が実効的な意思決定や監督に不可欠であるため	●	●		●	●		●	
IT・テクノロジー	主要事業領域であるIT・テクノロジーのリテラシーが不可欠であるため	●	●			●			
営業・マーティング	競争力ある営業・マーケティング機能が主要事業の着実な成長に不可欠であるため	●	●		●				
法務・リスク管理	企業価値の棄損抑止のため、コンプライアンスと健全なリスク管理が不可欠であるため			●			●		●
財務・会計	上場企業に求められる財務・会計の健全性を保全するほか、企業価値の創出のためには財務戦略が重要となるため			●			●	●	●
人事・人材開発	競争力の源泉が人材であり、人的資本の最大化は重要な経営課題であるため			●	●	●			●

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2023年12月22日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された柳澤美佳氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数

ー株

柳澤（やなぎさわ）　美佳（みか）（1967年12月12日生）

［略歴（重要な兼職の状況）］

1990年４月	三菱商事㈱ 入社
2005年４月	最高裁判所司法研修所（司法修習59期）
2006年10月	シティユーワ法律事務所 入所
2009年７月	アマゾンジャパン(合) 出向
2016年１月	ダイソン㈱ 入社
2018年10月	㈱オークローンマーケティング 入社
2021年６月	㈱うるる社外監査役
2023年２月	**モデラート㈱社外監査役（現任）**
2023年４月	**WINGS法律事務所代表（現任）**
2023年５月	**㈱ナルミヤ・インターナショナル社外取締役（現任）**
2023年７月	**㈱グラニフ社外取締役（現任）**
2024年６月	**SBIアルヒ㈱社外取締役（現任）**

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての高度な知見や、他社の法務部門における豊富な経験と見識を有していることから、当社の監査役としての職務の執行に資することが期待されるため、補欠社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
　　２．同氏は補欠の社外監査役の候補者であります。

3. 同氏が監査役に就任した場合、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関する損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害等の場合を除く。）。同氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

＜株主提案（第４号議案から第９号議案まで）＞

第４号議案から第９号議案は、株主（１名）からのご提案によるものであります。
なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第４号議案　剰余金処分の件

(1)議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。
本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

（ア）配当財産の種類
金銭

（イ）一株当たり配当額
金71円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金71円）。但し、2024年9月期末における（連結上の）一株当たり当期純利益が71円を上回る場合は、冒頭の金71円を、2024年9月期末における（連結上の）一株当たり当期純利益の金額に読み替える。

（ウ）配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき上記イの一株当たり配当額（配当総額は、一株当たり配当額に2024年9月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

（エ）剰余金の配当が効力を生じる日
本株主総会の日

(2)提案の理由

当社の2023年9月期の配当は、当期純利益3,522百万円[1]に対して年間配当額が合計1,352百万円[2]（一株当たり配当金合計20円（2023年4月1日付け株式分割後の株式数を基準として換算））にとどまります[3]。これは、配当性向25.7%に過ぎません。当社は、2024年3月末を基準日として、2023年9月期中間配当よりは2円高い（上記株式分割後の株式数を基準として換算）一株当

たり12円の中間配当を行い、年間配当予想25円を公表しましたが[4]、未だ十分な配当水準とまではいえません。

株主価値の最大化のためには、適切な株主還元が重要です。そこで我々は、大胆な株主還元として特別損失を差し戻す調整を行った場合の純利益に対して配当性向100％の配当を行うことを提案します。この配当額を支払ったとしても年間の配当総額は3,220百万円にしかならず、これは当社の2024年9月期における不動産関連投資予定額（社宅の新規取得と本社移転費用の合計8,483百万円[5]）を大幅に下回る額でしかありません。仮にこの前提での配当性向100％とし、現在の配当利回りが高配当銘柄と注目され得る5％程度であった場合には当社株価は約1420円まで上昇することが見込まれます。現在の配当利回り約2.5％が維持される場合は、株価は2840円まで上昇することが見込まれます。

[1]当社第33期(2023年9月期）有価証券報告書3頁
https://ssl4.eir-parts.net/doc/5036/yuho_pdf/S100SIWL/00.pdf
[2]同有価証券報告書67頁
[3]同有価証券報告書41頁
[4]「剰余金の配当（中間配当）に関するお知らせ」（2024年5月14日）
https://ssl4.eir-parts.net/doc/5036/tdnet/2438943/00.pdf
[5]同有価証券報告書32頁

＜第４号議案に対する取締役会の意見＞

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策の一つとして位置付け、株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」にバランスよく資金配分することは企業価値の中長期にわたる持続的な向上において極めて重要であると考えており、「株主還元」については、成長投資によって持続的に拡大する利益を、一定の配当性向を目安に安定的に株主の皆様に配当するべきであると考えております。

企業のDX化が進む昨今の事業環境において、当社事業の飛躍が期待される一方でITサービス業界では人材不足が顕著になってきており、各社がエンジニアの確保に苦慮している状況にあります。そのような中、当社は直近の３年間で従業員数を2,228人/単体（2021年９月末時点）から2,700人/連結（2024年９月末時点）まで拡大することを実現し、３年間の入社人数は864人*[1]、３年平均の離職率は6.7%*[1]と、ITサービス業界における当社の事業規模・他社の状況を鑑みると、当社の人的資本方針およびそれに基づいた採用戦略は有効であると認識しています。

本株主提案では、当社が人的資本政策に基づいた投資金額（人員拡大に伴うオフィス拡張費用および社宅の確保）に対して、配当金額が過少であるという主張をされておりますが、本施策については長期的な視点に基づいた持続的な企業価値の向上に資するものであり、当社としましては、配当と成長投資のバランスを重要視しており、期間損益を大幅に超過する過剰な配当金の要求は当社の長期的な成長を阻害するものであり、中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益確保の実現を妨げるものと考えます。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

*[1]2023年９月期の期中にネクストスケープを子会社化したため、2022年９月期および2023年９月期は単体データ、2024年９月期は連結データにより算出

第５号議案　定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

(1)議案の要領

現行の定款「第７章　計算」の章に、第46条として、以下の条文を新設し、現行定款第46条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（剰余金の配当方針）

第46条　当会社は、2025年9月期から2027年9月期までの期間において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額÷当期純利益（連結財務諸表数値）により算出する。）100%以上を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

(2)提案の理由

当社の剰余金配当は、前述のとおり前期の配当性向が単体で25.7%にとどまります。2023年9月末における従業員社宅8か所の帳簿価格は12,907百万円、2024年9月期に3,483百万円を費やして2か所の社宅を追加取得したと推定される[6]など巨額の不動産投資を行っていることに加え、2024年9月期には本社移転等に伴い社員食堂整備費用を含め5,000百万円[7]も投じる計画が開示されている一方で、当社の2024年9月期予定配当額は一株当たり25円、総額1,137百万円[8]となっており、現状の株主還元は著しく過少で、株主を軽視した経営といわざるを得ません。大胆な株主還元を打ち出すべく、一時的な手当てとして、2027年9月期までの期間、配当性向を配当決定方針に加えることを提案します。

本提案の配当方針による財務インパクトの検証として、仮に2025年9月期以降、売上高を過去年度の平均売上高成長率とし、営業利益率を2024年9月期会社計画から一定と仮定した場合でも、2027年9月期末でネットD/Eレシオ0.4倍、ネットデット／EBITDA1.0倍、純資産比率20%となり、当社の財務健全性を損なわず、引き続き十分な財務余力を有することは明らかです。加えて2025年9月期以降当社のネットデット額及び関連財務指標は低下することが予想されます。なお、当該財務インパクトの検証において設備投資は2023年9月期の減価償却費と同額と仮定し、2025年9月期から2027年9月期において新たな不動産の取得は想定していません。但し、当該期間において本議案に基づき配当性向100%としたとしても、財務レシオは急速に改善することから、不動産投資を追加で行う余力も十分にあると考えます。

本株主提案の配当方針を採用した場合の財務指標の推移予測

(百万円)	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期	2027年9月期
売上高	126,800	151,087	180,026	214,508
売上高成長率	12.4%	19.2%	19.2%	19.2%
営業利益	5,100	6,077	7,241	8,628
営業利益率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
当期純利益	1,500	3,837	4,572	5,447
1株あたり配当額	71	84	100	120
配当総額	3,220	3,837	4,572	5,447
配当性向	214.7%	100.0%	100.0%	100.0%
ネットデット	12,075	11,458	10,723	9,848
ネットD/Eレシオ	0.5x	0.5x	0.4x	0.4x
ネットデット/EBITDA	2.1x	1.7x	1.3x	1.0x
純資産比率	31%	27%	23%	20%

[6]同有価証券報告書31、32頁

[7]同有価証券報告書32頁

[8]当社2024年9月期第2四半期決算短信1-2頁、同第3四半期決算短信1-2頁より概算

＜第５号議案に対する取締役会の意見＞

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

旺盛なDXニーズに生成AIの加速的進化が加わり、拡大を続けるITサービス業界においては、柔軟かつ機動的な成長投資が求められます。それに対し、本株主提案は、2027年９月期まで、過剰な水準の剰余金の配当を継続することを定款に規定することを求めるもので、当社における今後の成長投資等の見通しを顧みないものであり、当社の財務基盤を毀損しかねないものです。第４号議案に対する取締役会の意見で述べたとおり、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」にバランスよく資金配分することは企業価値の中長期にわたる持続的な向上において

極めて重要であると考えており、本株主提案の内容を定款に規定することは、当社の中長期的な経営戦略の実現を困難にし、中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益確保の実現の妨げとなります。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第６号議案　定款の一部変更の件（不動産取得にかかる方針について）

(1)議案の要領

現行の定款に「第8章　不動産の取得」の章を新設し、第47条として、以下の条文を新設する。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（不動産取得にかかる方針）

第47条　当社が、不動産の取得のために支出することのできる額は、一事業年度当たり、基準日が当該事業年度の直前の事業年度に属する剰余金の配当総額及び同じく直前の事業年度に取得した自己株式の価額の総額の合計額以下とする。

(2)提案の理由

当社の業態に大規模な設備投資は不要にもかかわらず、当社は、2023年9月末時点で約162億円にものぼる有形固定資産をバランスシートに計上しています[9]。そのうち従業員社宅8か所の帳簿価格は12,907百万円であり[10]、有形固定資産の約8割を社宅が占めています。さらに、2024年9月期は3,483百万円を投じて2か所の社宅を追加取得し、本社移転等に伴い社員食堂整備費用を含め総額50億円かけていると推定され[11]、2024年6月末時点で有形固定資産は約243億円に増加しています[12]。当社は、社宅を提供する理由として都内好立地での社宅提供が人材確保に向けた施策の一つであると説明していますが、社宅を自社所有せねばならない合理的な理由は何ら説明されていません。人材確保においては、そもそも給与増額等の根本的な解決を目指すべきであり、自社所有による社宅の提供は人材獲得施策としても有効とはいえません。当社の平均給与は2023年9月末時点で6,188千円[13]と決して高いとはいえず、従業員の採用とリテンションのために200億円を超える有形固定資産へ投資していることが、給与増額などその他の方法よりも有効であり、効率的な資金の使い方であるかどうかは疑わしいといわざるを得ません。合理的な理由なく自社所有の社宅用不動産によって有形固定資産を増額し続ける当社の経営は、東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」[14]に明らかに反しており、経営陣に対して無制限な不動産取得に歯止めをかけることが必要です。したがって我々は、不動産取得額に上限を設けるとともに、株主還元とのバランスを経営陣に意識させる規定を提案します。

[9]同有価証券報告書63頁

[10]同有価証券報告書31頁
[11]同有価証券報告書32頁
[12]2024年9月期第3四半期決算短信4頁
https://ssl4.eir-parts.net/doc/5036/tdnet/2491299/00.pdf
[13]同有価証券報告書11頁
[14]「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」1頁
https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/jr4eth0000004w6n.pdf

＜第６号議案に対する取締役会の意見＞

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

第４号議案及び第５号議案に対する取締役会の意見で述べましたように、当社はITサービス事業を営んでおり、社員のパフォーマンスの最大化によって、事業を成長させ、ひいては、中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益確保の実現につなげております。

オフィス拡充や社宅の増設は、当社の人的資本政策に基づき、増加する人員の対応として行っています。オフィス拡充は、単なるワークスペースとしての機能に留まらず、社員や顧客とのコミュニケーションの場としても最大限に活用されています。これによりリモートコミュニケーションでは得られない深い関係性の構築や、新たなビジネスニーズの発掘などにつながっています。社宅に関しましては、セキュアでリモートワークに適した労働環境の構築を重視し、選定基準を設けております。借上げ社宅だけでは条件に見合った必要な戸数を確保することが難しいため、自社保有の物と併用して社員に提供しております。今後も社員の状況に応じて、社宅の戸数確保に努めてまいります。

社宅の提供が当社の事業にとって重要な施策となっている一方で、当社は、自社保有に固執しているわけではなく、継続的な社員への社宅提供を前提に、オフバランス化に向けた様々な可能性について検討を行なっており、一部資産の売却も視野に、継続的に議論を行なってまいります。

当社の定める条件に見合った不動産の取得においては厳しい選定基準を設け厳格に運用しております。これにより不要な不動産取得を回避し、配当や当社事業に必要な資金の確保への影響を最小限にとどめております。

また、人材確保において、本株主提案では「そもそも給与増額等の根本的な解決を目指すべき」という提案を頂いておりますが、当社としましては、当社のマテリアリティにも掲げてい

るとおり、「信頼されるクラウドプロフェッショナル人材の育成」と「すべての社員が個性を最大限に活かせる企業文化の醸成」を重要視しており、多様化する社員及びそのニーズを踏まえ、給与増額だけではなく、すべての社員が働きやすい環境を整備し、プロフェッショナル人材としての成長する機会の提供を通じて、事業成長につなげてまいります。

また、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本株主提案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えます。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第７号議案　定款の一部変更の件（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について）

(1)議案の要領

現行の定款に「第8章　資本コストや資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応」を新設し、第47条として、以下の条文を新設する。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（企業価値向上策の策定）

第47条　当社は、2025年3月31日までに、当社の企業価値向上策を策定し、東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じてその内容を公表する。

２．企業価値向上策には、下記の内容を含むものとする。

(1)　当社の全事業を対象とした、企業価値向上に資する施策

(2)　当社の資本コストの現状及び市場評価の分析並びに資本効率の改善に向けた経営指標の設定等を含む資本政策

(3)　社宅を含む有形固定資産のセール・アンド・リースバック、及び有形固定資産の効率的活用に向けたその他の施策（具体的には、複数の大手不動産会社に対して、有形固定資産の効率的活用について提案を求め、3社以上から提案を受領し、当該提案を踏まえて検討するものとする）

(4)　資産・資本の効率化を通じた株主還元施策

(5)　その他当社の企業価値向上に資すると考えられる事項

３．企業価値向上策の策定は、以下の手続きを経て、取締役会が決定するものとする。

(1)　取締役会は、必要に応じて有識者、外部アドバイザー、及び株主の意見を聴取し企業価値向上策の草案を作成し、社外取締役から成る検討部会に提出する。当該検討部会は、その専門的知見に基づき草案に対する意見をまとめ、取締役会に上程する。取締役会は、企業価値向上策の策定にあたり当該検討部会の意見を十分に考慮する。

(2)　取締役会は、企業価値向上策の策定に際し、2024年9月30日時点において当社の1.5%以上の議決権を有する株主または当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約もしくは法律の規定に基づき、当社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）が希望する場合には、当該株主又は運用者から意見を聴取するものとする。

(2)提案の理由

当社は本年、中計目標を取り下げており、新たな企業価値向上策の策定・公表による市場評価の挽回が急務です。また、当社は東証が要請する「資本コストや資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応」を未だ開示していません。そのため当社は、同対応を含む企業価値向上策を、早急に検討、策定し、投資家に公表すべきです。特に、約243億円にのぼる有形固定資産[15]を見直して資金を捻出し、新たな事業展開への投資や株主還元に回すべきです。現状は、損益計算書上に賃料支払こそ計上されていないものの、実際には巨額の投資を行った結果が有形固定資産としてバランスシートに計上されているに過ぎません。2024年6月末時点において、有形固定資産は24,330百万円である一方、ネットデットは13,072百万円であり[16]、セールス・アンド・リースバックによって得られる手取り金は、負債額を大きく上回ることが想定されます。当社は、企業価値向上策の一環として、当社が自社保有する社宅のセール・アンド・リースバックを行うべきです。かかるセール・アンド・リースバックを行うことにより、賃料支払は発生するものの、不動産を保有していた場合に有形固定資産の減価償却費分の営業利益が押し下げられていた分がなくなり、営業利益に対してプラスの効果が生じる可能性があります。当社は我々に対し、セール・アンド・リースバックを行うと賃料額にかかわらず売却損になるため実行できないと説明しましたが、東京都港区や渋谷区といった都内好立地[17]の築浅の物件で必ず売却損が生じるとの評価が合理的な分析に基づくとは考え難く、当社の説明は受け入れがたいものです。当社は、当社独自の分析のみに依拠するのではなく、大手不動産会社（具体的には野村不動産株式会社、三菱UFJ不動産販売株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所株式会社、住友不動産株式会社、東急リバブル株式会社が該当すると考えます）から、客観的な分析に基づく、当社有形固定資産の有効活用について提案を行うよう求め、かかる提案に基づき具体的な施策を検討すべきです。また、当社社外取締役は我々に対し、当社のROE16％が同業平均を上回ることを踏まえ社宅購入に問題はないとも説明しましたが、ROEが同業平均を上回っていればどのような資産の使い方をしても問題ないかのような考え方は、東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」にも反しており、適切ではないといわざるを得ません。事業資産の効率的活用を考慮しないROEだけでなく、事業資産（運転資本＋固定資産）を分母とし、NOPAT（営業利益一法人税）を分子とするROICにも着目するなどして、資産効率を精査すべきです。当社は、聖域を設けずに、当社の全事業を検証し、提案の内容を含む企業価値向上策を策定すべきです。

[15]2024年9月期第3四半期決算短信4頁

[16]2024年9月期第3四半期決算短信四半期連結貸借対照表から算出

[17]同有価証券報告書31頁、32頁

＜第７号議案に対する取締役会の意見＞

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

コーポレート・ガバナンス報告書における「資本コストや資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応」について、現時点では、暫定的な資本コストを把握し取締役会にも報告されていますが、上場後の期間が短く、資本資産評価モデル（CAPM）におけるベータ値（β）が的確に算定できないことから、具体的な目標値等の公表は行っておりません。適切な公表時期を含め、検討を続けており、対応を進めております。当社は、2025年９月度の営業利益予想は当初中期経営計画の目標を下回る見込みとなるものの、2025年９月度を最終年度とする中期経営計画に沿った事業戦略を進めております。現在の事業状況を踏まえた今後の経営計画については、現在社内で検討中であり、策定後に株主の皆様に公表させていただく予定です。

経営計画は、当社が置かれている事業環境等柔軟性・流動性が高い事項を踏まえて慎重に検討したうえで、策定プロセスおよび公表の是非や時期を含め、取締役会が決定すべき事項であり、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本株主提案のような規定を設けることは、不要であり、適切でないと考えます。

また、提案株主は、「企業価値向上策の一環として、当社が自社保有する社宅のセール・アンド・リースバックを行うべき」と主張しますが、第６号議案に対する取締役会の意見で述べたとおり、当社は、自社保有に固執しているわけではなく、継続的な社員への社宅提供を前提に、セール・アンド・リースバックを含めたオフバランス化に向けた様々な可能性について検討を行なっており、一部資産の売却も視野に、継続的に議論を行なってまいります。

また、提案株主は、「2024年9月30日時点において当社の1.5%以上の議決権を有する株主または当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約もしくは法律の規定に基づき、当社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）が希望する場合には、当該株主又は運用者から意見を聴取するものとする。」としておりますが、1.5%という線引きで他の一般株主の皆様と異なる扱いにする合理性がなく、提案株主を含む一部の大株主のみを合理的な範囲を超えて優遇する義務を課すものであって、他の一般株主の皆様の利益について考慮されておらず、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款にこれを規定することは不要であり、適切でないと考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第８号議案　定款の一部変更の件（上場市場区分変更計画の策定及び開示について）

(1)議案の要領

現行の定款に「第8章　上場市場区分変更計画」を新設し、第47条として、以下の条文を新設する。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（上場市場区分変更計画の策定及び開示）

第47条　当社は、2025年6月30日までに、東京証券取引所における上場市場区分をスタンダード市場からプライム市場へ変更するための計画（以下、「上場市場区分変更計画」という。）を策定し、東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じてその内容を公表する。

２．上場市場区分変更計画は、遅くとも2028年9月期末までの市場区分変更を目指すものとし、必要な工程及び各工程のスケジュール等を含む合理的かつ具体的な内容でなければならない。

(2)提案の理由

当社は、2022年からスタンダード市場に株式を上場しています。当社は我々に対し、将来的にプライム市場への変更を目指す意向があると説明しました。上場会社として、より流動性が高く、より多くの投資家が参加するプライム市場へ上場市場区分の変更を目指すことは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものです。もっとも、プライム市場への上場市場区分変更に際しては、東京証券取引所による形式要件及び実質基準の審査を受ける必要があることから、当社は具体的な移行プランを策定の上、充足できていない要件・基準及び必要な工程を洗い出した上で取り組むことが不可欠です。しかし現状では、当社は、プライム市場への上場市場区分変更に向けた具体的な移行プランを何ら説明していません。この状況を踏まえ、我々は、当社が、プライム市場への変更に関する具体的な実施目標とそれに基づくスケジュールを含む計画を策定し開示することを提案します。

＜第８号議案に対する取締役会の意見＞

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

東京証券取引所において、企業の事業規模・成長段階に応じた複数の市場が存在する中、上場市場の選択は、個別企業の状況に応じて選択するものであり、当社は、2022年の新規上場において、当社の事業状況や事業環境等を総合的に勘案し、スタンダード市場への上場を選択しております。

また、上場市場区分変更計画を策定および公表することについては、その是非、時期等を含め、必要に応じて取締役会において個別企業が置かれた経営環境等を踏まえて慎重に検討したうえで、決定すべき事項であり、一様に上場市場区分変更計画の策定および公表を強制する旨を会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に記載することは、必ずしも株主共同の利益に資するものではなく、本株主提案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えます。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第９号議案　定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

(1)議案の要領

現行の定款「第４章　取締役および取締役会」の章に、第31条として、以下の条文を新設し、現行定款第31条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（取締役による株主との面談対応）

第31条　当社の取締役は、当社の1.5%以上の議決権を有する株主または当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約もしくは法律の規定に基づき、当社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主または運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主または運用者当たり、業務執行取締役等である取締役については四半期に1回以上、業務執行取締役等でない取締役については年に1回以上応じるものとする。

(2)提案の理由

コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています[18]。また、株主平等原則は、合理的な範囲で株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の視点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。

当社は、本年5月14日に中計を取り下げると同時に当期純利益見通しを34.5億円から15億円に引き下げましたが、その際代替案となる経営方針や新たな業績目標を発表せず、株主に対する説明責任の観点から問題がありました。当社経営陣は、株主に対する説明の姿勢が不十分であり、今後はいっそう積極的に投資家との対話を図るべきです。定款において、経営陣による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施すれば、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、市場による当社株価の評価にもつながります。

[18]コーポレートガバナンス・コード、基本原則5

＜第９号議案に対する取締役会の意見＞

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、常日頃からの多くの株主・投資家との建設的な対話を通じて、当社の経営方針について理解を深めていただくと同時に、株主・投資家からの貴重な意見を事業活動の展開に役立てたいと考えております。当社は、株主との建設的な対話に関する方針を定め、株主・投資家との建設的な対話がコーポレート・ガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、対話の申込みに積極的に対応するとともに、ホームページ等を通じて積極的な情報発信を行なっていることに加え、能動的に建設的な対話を行うための場（説明会やIR活動等）を設定しております。そして、株主・投資家からの面談の申込みには、株主平等の原則に配慮したうえで、IR実務に常日頃から当たっている担当部門が対応しておりますが、株主の希望や主な関心事項等を踏まえて具体的な事情や必要性を個別に検討したうえで、面談が適切と判断した場合には、合理的な範囲で、積極的に取締役との対話の場を設定しております。そのうえで、株主・投資家からの意見は、取締役会に適宜報告されております。

実際に、当社は、提案株主からの面談の要請に対しても、代表取締役社長が複数回にわたりこれに応じるなど、直近の１年間で７回の面談を実施しており、適切に対応してまいりました。

本株主提案によりますと、特定の株主が面談を要請した場合、その具体的な事情や必要性等にかかわらず、一律に、当該株主から指定された当社の全取締役が、原則として一定の期限までに個別面談の要請に応じることを強制されることになり、また、当社の各取締役は、そのような個別面談の実施が必ずしも合理的な範囲・方法であるとはいえない場合であっても、これに応じなければならないことになります。株主との対話に応対するための当社のリソースには限りがありますため、その必要性および合理的な範囲・方法を超えて特定の株主との個別面談に応じなければならなくなることにより、他の株主との建設的な対話の実施や、個別面談以外の対話（説明会やIR活動等）の実施にも影響が出るおそれがあり、当社の持続的かつ中長期的な企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保にも影響が出ることになりかねません。とりわけ、業務執行取締役等である取締役については、四半期に１回以上の面談を求めるものであり、当社取締役による円滑な業務の遂行に著しい支障をきたすおそれがあります。

また、第７号議案と同様、1.5％という線引きで他の一般株主の皆様と異なる扱いにする合理

性がなく、提案株主を含む一部の大株主のみを合理的な範囲を超えて優遇する義務を課すものであって、他の一般株主の皆様の利益について考慮されておらず、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款にこれを規定することは不要であり、適切でないと考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以　上

事　業　報　告

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

１．当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の国内経済は、エネルギー・原材料価格の高騰に伴う物価上昇や、金利の変動による為替動向等の影響はありましたが、雇用・所得環境の改善及び企業の設備投資の持ち直し等により、景気は緩やかな回復基調が続きました。

国内IT市場においては、幅広い業種にわたり、各企業のデジタル変革（DX）に対する投資意欲は引き続き旺盛で、生産性向上、競争力強化やコスト削減を目的としたIT投資需要が活況に推移しました。さらに、各クラウドベンダー及びメーカーの生成AIに対する開発競争が加速していることに加え、マイクロソフト社をはじめとした各メーカーが日本への投資を積極的に進めており、今後、様々な分野でクラウド技術やクラウドサービスの活用が進んでいくことが期待されています。

このような環境のもと、当社グループは市場拡大が続くパブリッククラウド市場において、マイクロソフト製品を中心に、価値のデザインから構築、利活用促進までを一気通貫で担えるソリューション提供力を強みに、大手エンタープライズとの直接取引によって事業拡大を実現してまいりました。また、今後の需要拡大が期待される顧客ニーズの高いセキュリティ及び生成AIにおける支援に注力しており、それぞれ新たなサービスの提供を通じて、顧客の導入・検討状況に応じた支援を行っております。また、顧客企業に対する事業横断での包括的なソリューションサービスの提供を加速させるため、製販一体型の組織への移行を進めており、各顧客の状況やニーズに合わせた最適なソリューションの提供を進めてまいりました。

加えて、当社のマイクロソフトクラウドに対する知見と実績により、2024年７月31日に発表された日本マイクロソフト株式会社が主催する「マイクロソフト パートナー オブ ザ イヤー 2024」において、12年連続でアワードを受賞しており、今年度においても３部門のアワードを受賞しております。なかでも、今年から新設された「Copilot」カテゴリーでは、当社が他社に先駆けて生成AIのサービス展開を行い、導入及び定着化の支援を行ってきたことが評価されております。さらに、同じく日本マイクロソフト株式会社が実施するパートナー企業で活躍するエンジニアを対象としたアワードプログラム「Microsoft Top Partner Engineer Award」においても、当社グループは全５カテゴリーでの受賞及び全パートナーで最多とな

る18名が受賞しました。

今後の成長に向けた陣容拡大については順調に採用が進み、当社グループの人的資本経営を活かした強みの訴求により、予定していた人員数の確保が進んだことに加え、従業員の育成・定着に注力した結果、2024年９月末の連結従業員数は前期末比で153名増の2,700名となっております。クラウド支援のエンジニア集団として、引き続き企業のDX推進をサポートしてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,408億58百万円（前期比24.9％増）、営業利益は45億93百万円（同9.6％増）、経常利益は45億87百万円（同5.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億14百万円（同54.8％減）となりました。

また、個別決算の業績につきましては、売上高は1,386億77百万円（前期比25.3％増）、営業利益は51億29百万円（同16.1％増）、経常利益は50億96百万円（同13.5％増）、当期純利益は14億80百万円（同58.0％減）となりました。

事業別の状況（売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を除く。）は次のとおりであります。

クラウドサービスの導入を担うクラウドインテグレーション事業においては、旺盛なクラウド需要を背景に案件が増加し、売上が拡大した一方、案件単価の伸び悩みや一部案件の開発スケジュール変更及び子会社である株式会社ネクストスケープの一部案件の長期化によりコストが増加した結果、売上高は235億93百万円（前期比2.5％増）、セグメント利益は29億85百万円（同15.6％減）となりました。

クラウド利活用における保守・運用・改善を請け負うクラウドサービス事業においては、営業活動の強化によって、新規顧客の獲得及び既存顧客との契約拡大が進んだことにより売上が拡大したことに加え、自社サービスをはじめとしたマネージドサービスの受注拡大により収益性が向上した結果、売上高は189億22百万円（同23.0％増）、セグメント利益は28億54百万円（同43.9％増）となりました。

マイクロソフトライセンス及び各種ハードウエア・ソフトウエア等の物販を担うライセンス＆プロダクツ事業においては、大手顧客企業を中心にクラウド活用促進による既存顧客に対するマイクロソフトライセンス販売のアップセル及びクロスセルが進んだことに加え、物販の販売が好調に推移した結果、売上高は983億30百万円（同32.2％増）、セグメント利益は24億17百万円（同18.2％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第33期 (2023年9月期) (前連結会計年度)		第34期 (2024年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドインテグレーション事業	23,015百万円	20.4%	23,593百万円	16.8%	577百万円	2.5%
クラウドサービス事業	15,389	13.6	18,922	13.4	3,533	23.0
ライセンス＆プロダクツ事業	74,381	65.9	98,330	69.8	23,948	32.2
合計	112,786	100.0	140,846	100.0	28,059	24.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は95億８百万円であります。

その主なものは、本社事務所移転（56億54百万円）、当社従業員向け社宅２棟の取得（33億54百万円）によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として65億円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第33期 (2023年９月期)	第34期 (当連結会計年度) (2024年９月期)
売上高(百万円)	112,800	140,858
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,350	1,514
１株当たり当期純利益(円)	73.96	33.23
総資産(百万円)	49,608	60,949
純資産(百万円)	22,221	22,735
１株当たり純資産(円)	487.61	498.68

(注) １．当社は、前連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く。）により計算しております。

３．2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 31 期 (2021年９月期)	第 32 期 (2022年９月期)	第 33 期 (2023年９月期)	第 34 期 (当事業年度) (2024年９月期)
売　　上　　高(百万円)	74,954	86,325	110,647	138,677
経　常　利　益(百万円)	2,363	4,252	4,489	5,096
当　期　純　利　益(百万円)	1,560	2,647	3,522	1,480
１株当たり当期純利益　(円)	39.75	65.99	77.74	32.48
総　　資　　産(百万円)	29,489	38,788	49,218	60,584
純　　資　　産(百万円)	13,338	19,713	22,243	22,723
１株当たり純資産　(円)	339.75	439.38	488.10	498.41

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く。）により計算しております。

２．2022年６月３日付で普通株式１株につき500株、2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。第31期（2021年９月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第32期（2022年９月期）の期首から適用しており、第32期（2022年９月期）以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクストスケープ	150百万円	100%	システムインテグレーション

(4) 対処すべき課題

顧客においては本格的なDX需要として情報システム領域だけでなく顧客特有の業務システム領域におけるクラウド活用ニーズが引き続き増加しています。近年では、リモートワーク需要に起因するMicrosoft 365移行需要や情報系インフラのクラウドシフト需要は落ち着き始め、導入したクラウドサービスの利活用促進やクラウドでのセキュリティ対策、AI活用といった需要が増えてきています。当社グループは国内外のクラウド製品に精通し、豊富な導入・運用実績を持つだけでなく、世界中のクラウド活用ナレッジが集約されたCAF（クラウドアダプションフレームワーク）*に準拠したコンサルティング、クラウドサービスライセンスの提供、導入・保守運用サポートの実装、それらを包括したマネージドサービスに早期から取り組んでおり、マルチベンダーとしてスピーディかつ最新のクラウド利活用をご提供できる体制を整えております。また、クラウドを活用して大きな経営効果を生み出した先行事例のベストプラクティスを集約した方法論を適用しながら、グローバル標準のクラウドマネージドサービスを提供できる実績・ノウハウを保有している企業として、Microsoft Azureの最上位パートナープログラムであるAzure Expert MSP認定を取得しております。さらに、当社は、本資格を有するクラウドマネージドサービスプロバイダーとして、同認定で評価された当社の実績・ノウハウを集約した自社クラウドマネージドサービスであるJBS Cloud Suiteの提供を開始しました。本サービスは、クラウドを用いたDXデザインから導入・保守運用、利活用までの一貫した支援と、数多くあるクラウドサービスを購入から一元管理、コスト最適化までを実現する管理ツールで構成されており、当社のクラウドプロフェッショナル集団が顧客の経営環境に即した形でお届けするものです。2022年12月にはMicrosoft Azure、MR デバイス、動画配信及びアプリ開発など、当社が今後事業拡大を見据えている領域に強みを持つ、株式会社ネクストスケープを子会社化し、さらなる体制強化を実施しました。また、セキュリティサービスの自社開発や生成AI需要に対応するData＆AI事業の新設など、今後の需要拡大に対応する取組みを加速しております。今後も効率的かつ多様なソリューションを提供するクラウドマネージドサービスプロバイダーとしてさらなる成長を目指してまいります。

* CAFとは、クラウド事業者が各社個別に提供している世界中の各企業におけるクラウド活用の戦略から実装・運用に至るまでのフレームワーク・アーキテクチャーを体系的にまとめ、アップデートしている方法論と事例集です。この方法論に準拠した戦略定義、計画、導入準備、採用、統制、管理という各フェーズに応じたガイドライン、アセスメントシート、ツール等を用いて、クラウド導入を支援する企業には、クラウド企業からの技術支援や案件紹介などが優先的に行われます。

①JBS Cloud Suiteの事業展開強化

顧客当たりのARPU*を拡大していくにあたっては、マネージドサービスによる顧客当たりの

クラウド利用の拡大が重要であり、当社は、JBS Cloud Suite内におけるマネージドサービスの充実を図ることで、付加価値向上に努めてまいります。部門組織横断での本ブランド推進体制を整え、開発から販売までの一貫した体制により、推進を図ってまいります。

* ARPUとは、Average Revenue Per Userの略であり、1ユーザー当たりの平均売上高を示す指標

②人材戦略の強化

当社は、「徹底的に、社員ファースト」を人材戦略の礎に置き、社員の幸せや成長につながる人事制度、人材育成など、採用から一貫した人事バリューチェーンを構築、実行しております。

採用においては、エンジニア不足が加速している環境下において、顧客ニーズの高い領域で活躍できる専門性の高い人材の採用・育成・定着に努めております。

育成においては、豊富なプロジェクトによる業務経験を通じたOJT（On the Job Training）を中心に、当社独自の研修プログラムやEラーニング等に加え、マイクロソフト社をはじめとした各社のトレーニングプログラム等も有効活用しながら継続的な育成支援を図っております。

エンゲージメントにおいては、定期的に実施しているエンゲージメント調査の結果を活かした組織作りを実施しております。これまでも注力してきた育成プログラムの充実、多様な労働環境の提供のほか、オンボーディング施策の拡充及びキャリアカウンセリングルームの新設など、様々な施策を実行してまいります。DE＆I「Diversity（ダイバーシティ、多様性）」「Equity（エクイティ、公平性）」「Inclusion（インクルージョン、包括性）」の推進においても女性活躍推進法に基づく「えるぼし」の最高位（3つ星）の認定を受けており、仕事と家庭の両立を支援する取組みの成果として次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」を取得しました。また、障がい者雇用の増員、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組み「トモニン」マークの活用など、DE＆I推進に取り組んでおります。

こういった取り組みや施策がエンゲージメント向上につながっていると考えており、今後も、社員が最大限に力を発揮でき、働きがいのある企業として、継続的に尽力してまいります。

③事業生産性の向上

必要な人材の確保に努めるとともに、ビジネスパートナー活用拡大による生産性の向上に努めてまいります。JBS Cloud Suiteを始めとした標準化されたノウハウの蓄積により、コアパートナー制度*を用いて品質を担保しながらさらなるビジネスパートナーの活用促進を図ることで、生産性の向上につなげてまいります。また、営業活動や社内システムにおいても効率化、仕組み化を図り、より効率的な事業運営につなげてまいります。

* コアパートナー制度とは、弊社が扱うソリューション提供を支援いただけるスキルの高いパートナーと継続的な協業体制を構築し、エンジニアリソースの安定した確保につなげていく取り組み

④事業ポートフォリオの拡大

変化の速いIT業界において継続的に事業拡大を図っていくためには、既存のビジネスのみにとらわれず、最新の業界動向をいち早く察知し、顧客への提供価値のある技術を取り込み、顧客に最適な形で提供することが求められております。当社グループは、パートナー企業との協業も深めながら、新たな事業の創出に努めてまいります。

⑤当社の流通株式比率及び企業価値の向上

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の観点から、経営戦略の着実な遂行やIR活動の促進・強化を図るとともに、必要に応じて当社株式を保有している取引先や主要株主へ一部売出しに向けて協議を進めるなど流動性の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年９月30日現在）

事業区分	事業内容
クラウドインテグレーション事業	主に、マイクロソフト社のクラウド製品である「Microsoft Azure／Microsoft 365／Dynamics 365」及び周辺クラウドサービスの導入を支援しております。
クラウドサービス事業	「Microsoft Azure／Microsoft 365／Dynamics 365」を含む、クラウド利活用における保守・運用・改善を請け負い、一貫したサポートを提供しております。
ライセンス＆プロダクツ事業	主に顧客のシステム開発における基盤となるマイクロソフト社の「Microsoft Azure／Microsoft 365／Dynamics 365」等をはじめとしたクラウドソリューションとライセンス・関連機器をリセールとして提供しております。また、オンプレミスのインフラ、プライベートクラウド並びにパブリッククラウドで構成されているハイブリッドクラウド環境に対してもその構築の関連機器をリセールとして提供しております。

(6) 主要な事業所等（2024年９月30日現在）

①当社

本社	東京都港区
事業所	北海道事業所：北海道札幌市中央区 中部事業所：愛知県名古屋市中村区 西日本事業所：大阪府大阪市北区 九州事業所八幡オフィス：福岡県北九州市八幡東区 九州事業所福岡オフィス：福岡県福岡市中央区 沖縄事業所：沖縄県浦添市
トレーニングセンター	東京都港区

②子会社

株式会社ネクストスケープ	本社（東京都港区）

(7) 従業員の状況（2024年９月30日現在）

①当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
クラウドインテグレーション事業	1,195名	3名減
クラウドサービス事業	848	101名増
全社（共通）	657	55名増
合計	2,700	153名増

（注）１．従業員数は、就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者を除く。執行役員を含み、契約社員を除く。）であり、臨時雇用者数（契約社員を含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、報告セグメントに属していない従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,612名	158名増	34.8歳	7.5年

（注）従業員数は、就業人員（社外から当社への出向者を含み、当社から社外への出向者を除く。執行役員を含み、契約社員を除く。）であり、臨時雇用者数（契約社員を含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,304百万円
株式会社りそな銀行	4,247
株式会社三井住友銀行	3,235
シンジケートローン	3,000
株式会社みずほ銀行	2,335

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計３行からの協調融資によるものであります。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2024年５月１日付で、本店を東京都港区虎ノ門二丁目６番１号虎ノ門ヒルズステーションタワーに移転いたしました。これに伴い、登記上の本店の所在地も変更しております。

2．株式の状況（2024年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　193,465,600株

(2) 発行済株式の総数　48,366,400株

(3) 株主数　2,999名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ロマネ	19,460,000株	42.68%
株式会社三菱総合研究所	7,011,200	15.38
日本ビジネスシステムズ社員持株会	2,472,100	5.42
三菱総研ＤＣＳ株式会社	1,964,000	4.31
牧田幸弘	1,440,000	3.16
ＧＬＯＢＡＬ ＥＳＧ ＳＴＲＡＴＥＧＹ	1,000,000	2.19
第一リアルター株式会社	769,400	1.69
有限会社セブンレイヤーズ	684,500	1.50
牧田和也	640,000	1.40
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	366,266	0.80

（注）１．当社は、自己株式を2,775,605株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．牧田幸弘氏の持株数には、役員持株会における持分株式数1,869株（小数点以下切り捨て）を含めておりません。

3．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	牧　田　幸　弘	CEO
取締役 専務執行役員	後　藤　行　正	ビジネスグループ統括 兼 デジタルセールス本部 担当
取締役 常務執行役員	勝　田　耕　平	CFO コーポレートグループ統括 兼 HR戦略本部、ファイナンス＆GA本部、GRC本部 担当
取締役	島　田　直　樹	㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズ代表取締役 SCS Global Holdings Pte Ltd社外取締役 一般社団法人如水会理事 AI Dynamics Inc.社外取締役 ㈱レノバ社外取締役 NOK㈱社外取締役
取締役	占　部　利　充	㈱アドバンテスト社外取締役 ㈱ABEJA顧問 Ridgelinez㈱顧問
取締役	出　口　眞　也	公認会計士出口眞也事務所所長 ㈱アクトプロ顧問 送配電網協議会　送配電コンプライアンス委員会有識者委員
取締役	森　崎　孝	㈱三菱総合研究所取締役会長 ㈱ノリタケカンパニーリミテド社外取締役監査等委員 ㈱アイネス社外取締役
常勤監査役	兒　玉　眞　二	
監査役	山　嵜　一　夫	㈱マイナビ社外監査役 ブランディングテクノロジー㈱社外監査役 ㈱毎日新聞社社友 ㈱PR TIMES顧問 合同会社よろずや彦蔵代表社員
監査役	久保田英夫	Southwest合同会社代表社員 ㈱エスエム・エンタテインメント・ジャパン監査役 ㈱Beyond LIVE Corporation監査役 創和アソシエイツ合同会社代表社員 東京税理士会理事

（注）1．取締役島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏は、社外取締役であります。
2．監査役兒玉眞二氏、山嵜一夫氏、久保田英夫氏は、社外監査役であります。
3．監査役久保田英夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．2023年12月22日開催の第33期定時株主総会において、勝田耕平氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
5．2023年12月22日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって、取締役の和田行弘氏は任期満了により退任いたしました。
6．当社は、社外取締役島田直樹氏、占部利充氏及び出口眞也氏並びに社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等（退任役員を含む。）を対象として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）及び会社補償（役員が被る損害を会社が補償）により当社が被る損害等を填補するものであり、１年毎に更新しております。ただし、被保険者が違法性を認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象外とする等、一定の免責事由を設けております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会の諮問に基づき取締役会決議により策定しており、この方針に基づいた考え方に則って取締役報酬の構成及び水準を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に従うものであると判断しております。

ａ．基本原則

当社は、報酬について基本原則を次のとおりとしております。

・人材市場において競争力のある報酬水準
・報酬水準と職責との比例
・企業の持続的成長への動機付け
・中長期的な企業価値向上に向けた企業経営の促進
・ステークホルダーとの価値の共有

ｂ．報酬水準についての考え方

当社は、業界をリードすることのできる高水準のプロフェッショナル人材を獲得・維持・育成するための手段の一つとして、報酬を位置づけます。そのため、報酬水準は、原則として、人材獲得において競合すると想定される国内外の企業をピア・グループとして設定し、このピア・グループとの比較において競争力のある水準の実現を目指します。

ｃ．報酬構成についての考え方

経営者の報酬構成は、人材獲得・維持のための競争力確保並びに企業の持続的成長及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与の観点から、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬である短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬を基本的な報酬構成要素としてこれらの適切な割合での組合せの実現を目指します。今後、役位・役職、管掌業務等の各人の役割・責任を踏まえつつ、業績連動報酬を含むより適切な報酬構成の実現に向けての検討を行う予定であります。

d．算定方法の決定に係る事項

取締役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の株主総会決議において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与を除く。）と決議いただいております（決議時点の取締役の員数は３名）。また、定款において、当社の取締役は、３名以上とすると定めております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬、賞与、役員退職慰労金で構成しております。

(a)基本報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与等とのバランス等を考慮の上、取締役会が報酬委員会への諮問を経て決定した支給額を毎月支給しております。

(b)賞与は、役員としての個々の業務執行状況を評価して取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定した支給額を支給することがあります。

(c)役員退職慰労金は、役員及び執行役員の報酬等に関する規則の定めに従い、株主総会の決議のもと取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定した支給額を支給しております。

社外取締役の報酬は金銭報酬とし、客観性維持の観点から固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、株主総会決議で承認を得た範囲内で、世間水準及び経営内容等を考慮の上、取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定し、毎月支給しております。

監査役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております（決議時点の監査役の員数は１名）。また、定款において、当社の監査役は、３名以上とすると定めております。

常勤監査役の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

(a)基本報酬は、監査役の協議により支給額を決定し、毎月支給しております。

(b)役員退職慰労金は、役員及び執行役員の報酬等に関する規則の定めに従い、株主総会の決議のもと、監査役の協議で支給額を決定の上、支給しております。

非常勤監査役の報酬は金銭報酬とし、固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、監査役の協議により支給額を決定し、毎月支給しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	139百万円 (28)	139百万円 (28)	－	－	8名 (4)
監査役 （うち社外監査役）	27 (27)	27 (27)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	167 (56)	167 (56)	－	－	11 (7)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておらず、2023年12月22日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名の報酬等を含んでおります。
2．取締役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、３名です。
3．監査役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、１名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
当事業年度に役員退職慰労金の支払いはありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役及び社外監査役の他の法人における重要な兼職の状況については、前記「(1)取締役及び監査役の状況」のとおりであり、重要な各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分及び氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 島田直樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、13回に出席し、企業経営者、コンサルタントとしての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 占部利充	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、大手総合商社での幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 出口眞也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての高度な知見や監査法人での幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 森崎孝	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、13回に出席し、企業経営者としての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 兒玉眞二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、大手金融会社での幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

区　分　及　び　氏　名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役　山　嵜　一　夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、12回に出席し、また、監査役会14回のうち、11回に出席し、大手新聞社での幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　久　保　田　英　夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、2百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つとして位置付けております。株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定とさらなる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針とし、安定的な配当の実現を目指してまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、期末配当の基準日は毎年９月30日、中間配当の基準日は毎年３月31日とする旨を定款に定めております。

当事業年度の配当については、上記の基本方針に基づき、中間配当は１株につき12円、期末配当は１株につき13円とし、年間の配当金としては１株につき25円としております。

連結貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**30,439**	**流動負債**	**22,486**
現金及び預金	3,366	買掛金	6,852
受取手形	85	短期借入金	3,800
売掛金	15,556	１年内返済予定の長期借入金	2,188
契約資産	2,269	リース債務	337
リース投資資産	361	未払法人税等	1,561
棚卸資産	1,809	契約負債	2,626
前渡金	4,685	賞与引当金	1,926
その他	2,494	受注損失引当金	17
貸倒引当金	△189	その他	3,177
固定資産	**30,510**	**固定負債**	**15,727**
有形固定資産	**24,240**	長期借入金	13,388
建物	13,382	役員退職慰労引当金	380
土地	9,570	修繕引当金	236
建設仮勘定	148	資産除去債務	1,720
その他	1,138	その他	0
無形固定資産	**304**	**負債合計**	**38,213**
投資その他の資産	**5,965**	(純資産の部)	
投資有価証券	1,405	**株主資本**	**22,496**
敷金及び保証金	1,904	**資本金**	**539**
繰延税金資産	1,203	**資本剰余金**	**8,651**
その他	1,482	**利益剰余金**	**13,601**
貸倒引当金	△30	**自己株式**	**△296**
		その他の包括利益累計額	**238**
		その他有価証券評価差額金	**238**
		新株予約権	**0**
		純資産合計	**22,735**
資産合計	**60,949**	**負債純資産合計**	**60,949**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年10月1日から
2024年9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**140,858**
売上原価		**126,290**
売上総利益		**14,567**
販売費及び一般管理費		**9,974**
営業利益		**4,593**
営業外収益		
持分法による投資利益	59	
投資有価証券売却益	22	
保険解約返戻金	40	
その他	79	202
営業外費用		
支払利息	84	
支払手数料	24	
為替差損	49	
その他	50	208
経常利益		**4,587**
特別利益		
固定資産売却益	3	
新株予約権戻入益	0	3
特別損失		
減損損失	1,720	
固定資産除却損	14	1,734
税金等調整前当期純利益		**2,856**
法人税、住民税及び事業税	1,867	
法人税等調整額	△ 525	1,341
当期純利益		**1,514**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,514**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**29,936**	**流動負債**	**22,133**
現金及び預金	3,107	買掛金	6,556
受取手形	85	短期借入金	3,800
売掛金	15,118	1年内返済予定の長期借入金	2,188
契約資産	1,993	未払金	2,075
リース投資資産	361	未払費用	738
棚卸資産	1,744	未払法人税等	1,560
前渡金	4,685	未払消費税等	10
前払費用	2,010	契約負債	2,613
その他	833	リース債務	337
貸倒引当金	△3	賞与引当金	1,926
固定資産	**30,648**	受注損失引当金	17
有形固定資産	**24,229**	その他	310
建物	13,380	**固定負債**	**15,727**
工具、器具及び備品	966	長期借入金	13,388
土地	9,570	役員退職慰労引当金	380
建設仮勘定	148	修繕引当金	236
その他	163	資産除去債務	1,720
無形固定資産	**272**	その他	0
ソフトウエア	230	**負債合計**	**37,861**
その他	41	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**6,146**	**株主資本**	**22,484**
投資有価証券	1,405	**資本金**	**539**
関係会社株式	1,262	**資本剰余金**	**8,651**
敷金及び保証金	1,867	資本準備金	1,108
繰延税金資産	1,207	その他資本剰余金	7,543
その他	432	**利益剰余金**	**13,589**
貸倒引当金	△30	利益準備金	5
		その他利益剰余金	13,584
		別途積立金	200
		繰越利益剰余金	13,384
		自己株式	**△296**
		評価・換算差額等	**238**
		その他有価証券評価差額金	238
		新株予約権	**0**
		純資産合計	**22,723**
資産合計	**60,584**	**負債純資産合計**	**60,584**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年10月1日から
2024年9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**138,677**
売上原価		**124,392**
売上総利益		**14,285**
販売費及び一般管理費		**9,156**
営業利益		**5,129**
営業外収益		
受取利息及び配当金	46	
投資有価証券売却益	22	
投資事業組合運用益	17	
保険解約返戻金	40	
その他	42	169
営業外費用		
支払利息	84	
支払手数料	24	
為替差損	47	
その他	46	202
経常利益		**5,096**
特別利益		
固定資産売却益	3	
その他	0	3
特別損失		
関係会社株式評価損	2,247	
固定資産除却損	14	2,262
税引前当期純利益		**2,837**
法人税、住民税及び事業税	1,866	
法人税等調整額	△ 510	1,356
当期純利益		**1,480**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

日本ビジネスシステムズ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水野友裕
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯塚徹

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本ビジネスシステムズ株式会社の２０２３年１０月１日から２０２４年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ビジネスシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注

意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続

企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

日本ビジネスシステムズ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　野　友　裕
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹

監査意見

　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本ビジネスシステムズ株式会社の２０２３年１０月１日から２０２４年９月３０日までの第３４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性

が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会で協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員、幹部社員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

日本ビジネスシステムズ株式会社　監査役会
常勤監査役　兒玉　眞二
監査役　山嵜　一夫
監査役　久保田　英夫

（注）常勤監査役　兒玉　眞二、監査役　山嵜　一夫及び監査役　久保田　英夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

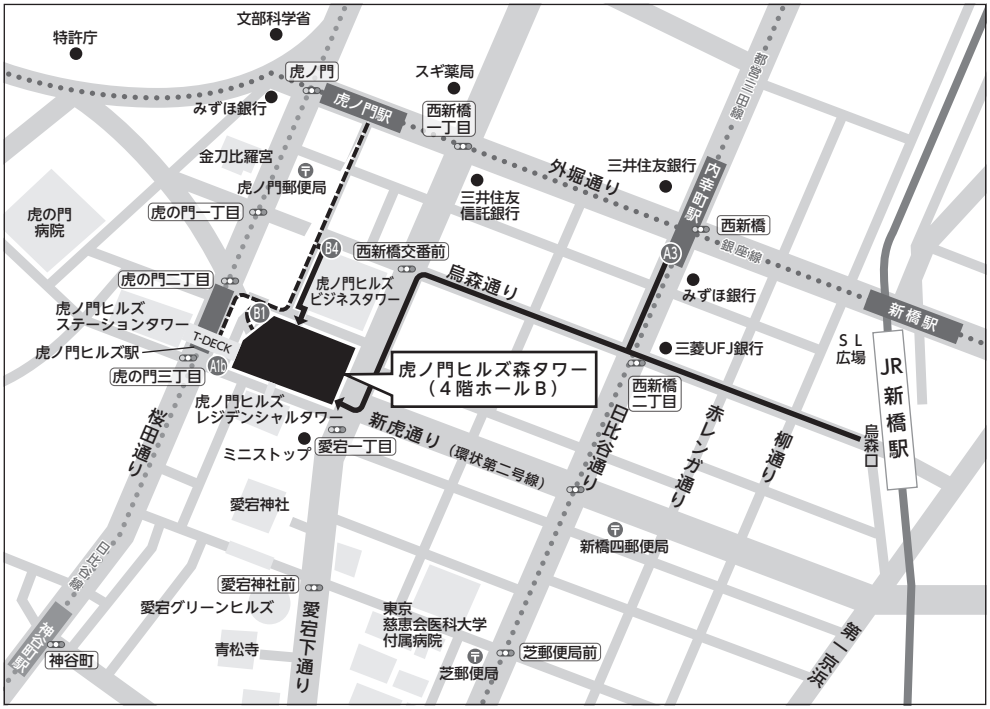
メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門一丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー４階　虎ノ門ヒルズフォーラム　ホールＢ



＜交通＞・日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」Ｂ１出口直結、又はＡ１ｂ出口　徒歩約１分
・銀座線「虎ノ門駅」Ｂ１出口直結、又はＢ４出口(２階デッキ経由)　徒歩約２分
・都営三田線「内幸町駅」Ａ３出口　徒歩約８分
・ＪＲ山手線、京浜東北線、東海道線、横須賀線「新橋駅」烏森口　徒歩約11分

※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
※車いすでご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。